第一項第七号を削り、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二項第一号の表注3中「二、五九五MHz以下」を「二、五八〇MHz以下」に改め、「又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下」を削り、「することとする」を「できること」に改め、同表中注4を注5とし、注3の次に次のように加える。

4　二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できること。

第二項第四号(二)の表二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満の項及び二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満の項を次のように改める。

二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二五デシベル以下の値

第二項第五号(一)及び(二)を次のように改める。

(一)　基地局の送信装置

二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzのものの場合にあっては、四〇ワット以下）であること。

(二)　陸上移動局の送信装置

(1)　再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

一の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

(2)　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(3)　(1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

二〇〇ミリワット以下であること。

第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

別表を削る。

○総務省告示第三百四十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第2の第2表中

「

3456－3600 J157	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	公共業務用
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	

」を

「

3456－3600 J157	固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用	公共業務用
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－3による。

」に

改める。

第2の別表10－3の表を次のように改める。

2010MHzを超え2025MHz以下
3480MHzを超え3600MHz以下

○総務省告示第三百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

一　本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　認定開設者　本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者をいう。

2　認定日　本開設指針に係る開設計画の認定の日をいう。

3　メッシュ　昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号（統計に用いる標準地域メッシュ等を定めた件）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュをいう。

4　屋内等　屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所をいう。

5　人口　平成二十二年の国勢調査の結果による人口をいう。

6　指定済周波数　七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数をいう。

7　既存事業者　指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。

8　子法人等　法人又は団体がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人若しくは団体（以下この号において「法人等」という。）及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人等の子法人等とみなす。

9　親法人等　他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。

10　広帯域移動無線アクセスシステム事業者　二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。